

広域飯能斎場組合サイバーセキュリティ確保等に関する方針

1 目的

本方針は、地方自治法第244条の6第1項の規定に基づき、広域飯能斎場組合管理者、組合議会、公平委員会及び監査委員（以下「各執行機関等」という。）が共同して策定するものである。

各執行機関等が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、斎場運営等の行政サービスの安定的かつ継続的な実施を確保するため、サイバーセキュリティ対策に関する基本的な事項を定める。

2 定義

(1) サイバーセキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報資産

情報システム及び情報システムで取り扱う情報（電磁的記録及び文書）をいう。

3 対象とする脅威

各執行機関等は、以下の脅威を想定し、適切な対策を講じるものとする。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃等の意図的な要因による漏えい、破壊、改ざん等。

(2) 情報の紛失、操作ミス、機器故障等の非意図的な要因による漏えい、停止等。

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービスの中断。

4 適用範囲（共同策定の範囲）

本方針は、組合における以下の機関に適用する。

- ・組合議会
- ・管理者（事務局及び地方公営企業の管理者を含む）
- ・公平委員会
- ・監査委員

また、本方針は、上記各機関の全ての職員（会計年度任用職員等を含む。）に適用し、業務を委託する外部事業者に対しても本方針の趣旨を遵守させるものとする。

5 職員等の遵守義務

職員等は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、業務の遂行に当たって本方針を遵守しなければならない。

6 サイバーセキュリティ対策

組合は、事務局を中心とした全庁的な管理体制の下、以下の対策を講じる。

(1) 組織体制

組合における対策を統括する責任者を置き、連絡・報告体制を構築する。

(2) 情報資産の管理

保有する情報資産を適切に分類及び管理し、不正な持ち出し等を防止する。

(3) 物理的セキュリティ

機器の盗難防止や設置区域への管理等、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

職員等に対し、遵守事項の周知及びサイバーセキュリティに関する啓発を行う。

(5) 技術的セキュリティ

ウイルス対策ソフトの導入、アクセス制御等の技術的な措置を講じる。

7 業務委託における対策

外部事業者に業務を委託する場合は、委託先において必要な対策が確保されるよう、契約上の措置等を講じるものとする。

8 自己点検及び見直し

各執行機関等は、本方針の遵守状況について適宜確認を行い、社会情勢や技術動向の変化、または監査の結果等に基づき、本方針を継続的に見直すものとする。

9 公表

本方針は、管理者、組合議長、公平委員会及び監査委員の連名により公表する。